

公立大学法人大阪市立大学 平成30年度業務実績報告書
及び第三期中期目標（平成30年度）に係る業務実績報告書 作成要領

本要領は、大阪府市公立大学法人大阪評価委員会（以下「評価委員会」という。）に対し、公立大学法人大阪（以下「法人」という。）が平成31年度に提出する業務実績報告書（公立大学法人大阪市立大学分）の記載方法等について、必要な事項を定めるものである。

1 全体的留意事項

公立大学法人大阪の新設（平成31年4月）に伴い公立大学法人大阪市立大学が消滅することにより、公立大学法人大阪市立大学の第三期中期目標は平成30年度をもってその期間が終了することになる。そのため、評価委員会は、平成31年度中に法人の平成30年度評価（年度評価）、第三期中期目標に係る評価（中期目標評価）を同時に行うこととしている。いずれも法人の業務実績報告書を基とする評価であることから、次の各点に十分留意すること。

- これまで評価委員会が指摘してきた点を踏まえ、統一的、客観的な自己点検及び評価を徹底すること。（「**5 その他留意事項**」も参照のこと。）
- 同じく、中期計画・年度計画の具体的な達成水準を意識し、それを明示すること。

また、それぞれの達成状況を具体的に示すため、業務実績の記載は、数値指標又は具体的な記述（優れた成果を出した取組、注目すべき質の向上がある、特色ある取組）により行うこと。

2 様式

業務実績報告書は、30年度実績分・第三期中期目標実績分を合わせて一体の様式（下記）として作成する。報告書の構成要素は、次項のとおり、原則として過年度の様式と同一とする。

平成31年度提出 業務実績報告書様式

中期目標	中期計画					30年度年度計画				
	中 NO	中期計画 (達成水準)	中期計画 取組実績	中期計画 自己評価	判断根拠	年 NO	30年度計画 (達成水準)	30年度 取組実績	年度計画 自己評価	判断根拠
		(達成水準)					(達成水準)			

3 記述方法

(1) 大学の概要

原則として、過年度の業務実績報告書の例（下記）に従い記載すること。

【記載項目】

I 現況

- ① 大学名 ②所在地 ③役員の状況 ④学部・研究科の構成
⑤学生数・教職員数（平成30年5月1日現在）

II 大学の基本的な目標等

(2) 業務実績報告書の概要

30年度実績については、原則として、過年度の業務実績報告書の例に従い作成すること。（総括、項目別の特筆事項）

あわせて、第三期中期計画の全体的な取組実績について、総括的に記載すること。
(中項目評価に関わる記載について)

別紙に掲げる中期目標の中項目ごとに、小項目ごとの自己評価を踏まえて、特筆事項及び中期目標の達成に向けて改善を要する事項を掲げつつ、簡潔な文章で記載すること。

(3) 小項目別の状況

ア 30年度実績

「1 全体的留意事項」に留意した上で、過年度の業務実績報告書の例に従い、「各年度終了時の評価手順」に則って作成すること。ただし、小項目における法人自己評価については、次に掲げる記入要領により行うこと。

IV 年度計画が特に進捗している

- ・達成度が計画を大幅に上回る場合
- ・当該年度中に予定より早期に実施した場合

III 年度計画が進捗している

- ・達成度が計画どおり認められる場合
- ・当該年度中に実施した場合

II 年度計画がおおむね進捗している

- ・達成度がやや下回るもののおおむね計画どおり認められる場合
- ・実施が翌年度の第1四半期にずれ込むが確実な実施が見込める場合
(次年度の年度計画に影響しない場合に限る)

I 年度計画の実施にあたって課題がある

- ・達成度が計画より大幅に下回る場合
- ・当該年度中に実施できなかった場合
- ・計画設定そのものに問題がある場合

イ 第三期中期目標期間の実績

「1 全体的留意事項」に留意した上で、中期計画ごとに具体目標を明記し、計画と取組実績を勘案して、次に掲げる記入要領により法人自己評価を行い、その取組実績・判断根拠を記載すること。

IV：中期計画を上回って実施した

- ・ 具体目標の水準を上回って実施した場合

III：中期計画を十分に実施した

- ・ 具体目標の水準を確実に実施した場合

II：中期計画を十分には実施できなかった

- ・ 具体目標の水準を下回っている場合（課題等を明記すること）

I：中期計画を実施していない

- ・ 実質的に実施に至っていない場合（課題等を明記すること）

- ・ 各学部・研究科等の取組に関する事項については、中期計画に記載している目標・水準との関連付けを充分考慮した上で、法人全体として、中期計画の達成状況の自己評価を行うこと。
- ・ 教育・研究に関する項目については、中期計画上の外形的な取組実績だけでなく、「第三期中期目標期間において、質的にどの程度向上・改善が図られたか」という観点からの記載を盛り込むこと。

4 附属資料

評価委員会における評価作業を効率的・効果的に実施するため、本体業務実績報告書に添付して、以下の附属資料を提出すること。

【30年度実績・第三期中期目標実績共通】

- ・ 法人（大学）の基本的な統計データ（経年比較可能なもの）
- ・ 判断根拠の挙証資料
- ・ ただし、30年度実績の資料をもって説明可能である場合は、第三期中期目標実績分を重複して提出する必要はない。

【30年度実績関係】

- ・ 29年度評価において意見指摘された個別項目の取組状況

5 その他留意事項

平成30年度、及び第三期中期目標に係る業務実績報告書の作成に際して、特に次の点について留意すること。

- ・ “取組実績”と“判断根拠”を明確に書き分け、また、真に判断根拠となる挙証資料を添付すること。（「4 附属資料」も参照のこと。）

- ・ それぞれの判断根拠を記載するにあたっては、それぞれの計画や達成水準と実績と比較し、自己評価を導いた根拠を的確に記載すること。
- ・ 年度評価における「III 年度計画が進捗している」、第三期中期目標評価における「III：中期計画を十分に実施した」以外の自己評価とする際には、どの取組が、あるいはどの数値が、上回った（あるいは、下回った）のかが分かるように記載すること。また、下回っている場合には、課題と今後の対応方針を記載すること。
- ・ 「4 附属資料」は、これまで各年度の業務実績報告書に添付された膨大な関連資料をそのまま出す必要はなく、取組実績の内容や成果を証明する資料のみを精査して添付すること。省力化のためにも、実質的に関係のない資料は極力つけないこと。
- ・ 法人が大阪市民への説明責任を果たす観点から、簡潔・明瞭かつわかりやすい記載とすること。